

「戦略的イノベーション創造プログラム
(スマートバイオ産業・農業基盤技術) 新規技術提案」
審査実施要領

第1 趣旨

「戦略的イノベーション創造プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)」(以下「SIPバイオ農業」という。)新規技術提案の委託予定先の選定は、SIPバイオ農業新規技術提案の公募要領のほか、本審査実施要領に定めるところにより実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 SIPバイオ農業新規技術提案委託予定先の選定に係る審査を実施するため、戦略的イノベーション創造プログラム運用指針(平成31年3月28日内閣府 戦略的イノベーション創造プログラムガバナングボード決定。以下「運用指針」という。)、基礎的委託研究実施規程(15規程第73号。以下「規程」という。)及び「基礎的委託研究評議委員会運営規則(平成15年10月1日付15規則第45号)」(以下「運営規則」という。)の第6条に基づき設置する評議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長(以下「生研支援センター所長」という。)が、評議委員(以下「委員」という。)として委嘱した外部専門家等により構成するものとする。その際、外部専門家等は、次の条件を満たすものとする。
 - (1) 審査に係る研究開発項目について十分な学識又は知見と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - (2) その氏名、所属の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、対象研究開発項目の提案書と利害関係を有する者は選任しない。利害関係を有する場合とは、委員が次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該提案書の中で研究代表者、研究実施責任者、研究分担者となっている場合。
 - (2) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署(学科、研究領域等)に所属する場合。

- (3) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と親族関係にある場合。
 - (4) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と直接的な競争関係にある場合。
 - (5) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - (6) 当該提案書の研究代表者、研究実施責任者、研究分担者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - (7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。
- 4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
 - 5 委員会には、委員の中から互選された委員長を置くものとし、委員会の議事を主宰するものとする。
 - 6 委員は、審査により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法

- 1 生研支援センターは、応募のあった提案書が応募要件に適合しているか、及び書類の不備がないか等の確認を行い、書類審査及び面接審査について、以下の(1)から(4)の手順で行うものとする。
 - (1) 応募のあった提案書は、委員が別表1の審査項目及び審査基準・配点に基づき採点(書類審査)を行い、その結果に基づき生研支援センター所長が面接審査の対象となる提案書を選定する。ただし、応募件数が少ない場合は、書類審査を行わずに、生研支援センター所長が面接審査の対象となる提案書を選定するものとする。
 - (2) 生研支援センター所長は、(1)で選定した提案について、応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。)からの説明等に基づく審査(面接審査)を行うため、委員会を開催するものとする。
 - (3) 委員長は、面接審査の結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から審査結果の基となった判断の理由を確認できるものとする。

なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を確認するものとする。

(4) 委員長は(3)により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の理由が妥当でないと判断した場合には、その委員の審査結果の全てまたは一部を採用しないことができる。

2 評議委員会における議論の充実に資するとともに、必要に応じPDと評議委員との間で研究開発計画の趣旨を精緻に確認する観点等から、審査の過程でPDがオブザーバーとして評議委員に意見を述べること及び評議委員会に参加することを妨げない。また、生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。

3 審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。
委員長は、委員会での意見交換において、応募者が委託研究を実施することとなったときに、その実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。

第4 審査に係る詳細事項および委託予定先の決定等

1 書類審査は、1件の提案につき原則として3名以上の委員が行うこととし、別表2の審査項目及び審査基準・配点に基づいて、提案ごとに各委員が採点を行い、その合計点の平均を当該提案の評点とする。

ただし、同一の提案に対する委員ごとの合計点の差が40点以上となった場合には、原則として最も高い合計点及び最も低い合計点を除外して平均を算出し、これを評点とする。

2 生研支援センターは書類審査の結果を踏まえ、評点の満点に対する割合が50%未満の提案は選定しないものとする。その上で面接審査の対象とする提案を評点の高いものから順に選定する。

その際、選定数は原則として3件以下とする。

3 面接審査は、原則として3名以上かつ審査対象となるすべての提案について同一の委員が行うこととし、別表1の審査項目及び審査基準・配点に基づいて、提案ごとに各委員が採点を行い、その合計点の平均を当該提案の評点とする。

4 ただし、委員長が3の採点結果について委員との意見交換を行った結果、評点の算定に用いることが妥当でないと判断する採点がある場合は、評点は以下の方法により求める。

① 当該採点が行われた審査項目については当該採点を除外して、当該審査項目の採点の平均を求める。

② ①以外の審査項目について、それぞれ各委員の採点の平均を求める。

③ ①及び②で求めた各審査項目の採点の平均を合計したものを評点とする。

- 5 委員長は、評点が最も高い提案を行った1応募者を委託予定先として選定する。
ただし、評点が55%を超えない提案を行った応募者は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。
なお、複数の提案が同一の得点を得ている場合、以下の(1)から(3)に示す方法により提案の優先順位を決定し、順位の高いものから委託予定先を選定する。
(1) 配点のAの数(採点を行った委員の採点結果におけるAの数の合計値を、採点を行った委員の数で除した値とする。以下、B、Cについても同様とする。)の大きさの順に優先順位を決定する。
(2) (1)でAの数が同数の場合、Bの数の大きさの順に優先順位を決定する。
(3) (2)でBの数が同数の場合、Cの数の大きさの順に優先順位を決定する。
(4) (3)でCの数が同数の場合、委員長の判断で優先順位を決定する。
- 6 委員長は、評点が低いなどの理由によりいずれの応募者も委託予定先として選定されなかった場合には、当該研究開発項目に対する応募者の提案内容に対する評価及び本委託研究の公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ、生研支援センター所長に報告する。
- 7 生研支援センター所長は、委員長から審査結果の報告を受けた後、PD及び内閣府の了承を得た上で委託予定先を決定する。
- 8 生研支援センター所長は、7の決定を受けて必要な通知、調整等を行い、再度PD及び内閣府の了承を得て委託予定先に決定した研究代表機関を生研支援センターのウェブサイトにおいて公表する。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この規則は、令和元年5月23日から実施する。

SIP スマートバイオ産業・農業基盤技術新規技術提案 審査項目及び審査基準・配点

SIP スマートバイオ産業・農業基盤技術 審査項目及び審査基準・配点

『試験研究計画名 ○○○○

』

評議委員【 】

審査項目	審査基準・配点		
方向性と整合性	提案書の内容は本課題の趣旨（コンセプト）及び当該提案に係る研究開発項目に定める具体的内容や達成目標の方向性と整合性がとれているか。	A：とれている 10点 B：概ねとれている 8点 C：一部がとれていない 6点 D：とれていない項目が散見 4点 E：とれていない 2点	(1)
目標達成内容	当該提案に係る研究開発項目に定める達成目標を達成するために十分な内容となっているか。	A：十分 10点 B：概ね十分 8点 C：一部不十分 6点 D：不十分な項目が散見 4点 E：不十分 2点	(2)
計画・開発内容	提案書の計画や研究開発内容が技術的に優れているか。	A：優れている 20点 B：概ね優れている 16点 C：一部劣っている 12点 D：劣っている項目が散見 8点 E：劣っている 4点	(3)

目標・計画の具体性	提案書の計画や研究開発内容に実現可能性があるか。	A：具体的かつ明確で実現性が高い 20点 B：概ね実現性が高い 16点 C：一部に実現性が低い点がある 12点 D：具体的または明確でなく実現性が低い点が見 8点 E：具体的かつ明確でなく実現性が低い 4点	(4)
技術能力設備	提案書の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか。	A：共に十分 10点 B：共に概ね十分 8点 C：一部不十分または一方が不十分 6点 D：不十分な項目が見 4点 E：不十分 2点	(5)
開発進行・予算執行管理能力	研究開発の進行や予算の執行に関する管理能力に優れているか。	A：優れている 10点 B：概ね優れている 8点 C：一部劣っている 6点 D：劣っている項目が見 4点 E：劣っている 2点	(6)
予算配分	提案書の研究開発内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	A：効率的 10点 B：概ね効率的 8点 C：一部非効率 6点 D：非効率な項目が見 4点 E：非効率 2点	(7)
民間投資の有無	提案した研究機関が民間企業である、提案した研究機関に民間企業が参画している、又は提案した研究機関もしくは研究グループの協力機関に民間企業が参画している場合は、民間投資があるか。※管理法人にて記入するので、評議委員は記入不要	A：目標値の80%以上 5点 B： // 50%以上80%未満 3点 C： // 50%未満 1点	(8)

事業化、実用化に向けた具体的な構想	研究開発された結果の実用化、事業化に向けた具体的な構想があるか。	A：構想がある B：概ね構想がある C：一部具体的でない D：不十分な項目が散見 E：整っていない	20点 16点 12点 8点 4点	(9)
包括提案審査との相乗効果	既存の課題 B(1)と相乗効果が期待できるか。	A：期待できる B：概ね期待できる C：一部期待できない D：期待できない項目が散見 E：期待できない	10点 8点 6点 4点 2点	(10) ※面接審査のみ
合計	書類審査 (1)～(9)		/115点	
	面接審査 (1)～(10)		/125点	
<その他コメント※>				

※「その他コメント」欄には、試験研究計画の優れている点、問題点、見直すべき点（研究内容・研究実施期間、研究費等）について具体的に記入願います。特に相乗効果が期待できる包括提案型の課題がある場合は具体的に名称を挙げて頂いて構いません（複数可）。

※特に D 以下の評点を付した場合においては、必ずその理由を記入願います。

※(8)の計算式は以下のとおり。

民間からの拠出比率目標値は、公募要領に 30%以上と記載されている。この値は、

$$\frac{\text{4年度間の民間からの出資総額}}{\text{SIP 予算} + \text{4年度間の民間からの出資総額}}$$
を%値で計算したものである。応募書類中の（予算+4年度間の民間からの出資総額）に、上記拠出率目標値を乗じ、4年度間の民間からの出資総額目標値を計算し、4年度分の拠出額目標値合計（X）を計算する。また、応募書類記載の、民間拠出額の4年度分の合計値（Y）を計算する。民間投資の目標値に対する拠出割合は、Y/X を%値で計算して求める。